

相双方部水災害対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、相双方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第3条 協議会は、別紙-1に定める者で構成する。

- (1) 会長は相双建設事務所長、副会長は相双地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別紙-2に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は相双建設事務所企画管理部長、副幹事長は相双地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、相双建設事務所管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年 9月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年 9月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年 5月29日から施行する。

相双方部水災害対策協議会構成員

構成機関

(関係市町村)
<ul style="list-style-type: none">・相馬市長・南相馬市長・新地町長・広野町長・檜葉町長・富岡町長・川内村長・大熊町長・双葉町長・浪江町長・葛尾村長・飯館村長
(消防)
<ul style="list-style-type: none">・相馬地方広域消防本部消防長・双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長
(県関係)
<ul style="list-style-type: none">・相双建設事務所長（会長）・相双地方振興局県民環境部長（副会長）

相双方部水災害対策協議会幹事会

構成機関

(関係市町村)	
・相馬市	総務課長兼地域防災対策室長
・南相馬市	危機管理課長
・新地町	総務課長
・広野町	環境防災課長
・楡葉町	くらし安全対策課長
・富岡町	生活環境課長
・川内村	住民課長
・大熊町	環境対策課長
・双葉町	住民生活課長
・浪江町	総務課長
・葛尾村	住民生活課長
・飯館村	総務課長
(消防)	
・相馬地方広域消防本部	警防課長
・双葉地方広域市町村圏組合消防本部	消防課長
(県関係)	
・相双建設事務所	企画管理部長 (幹事長)
・相双地方振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長 (副幹事長)
・相双建設事務所	管理課長

相双方部水災害対策協議会設置要綱細則

「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議について

相双方部水災害対策協議会設置要綱の第2条（協議事項）の（4）「その他目的を達成するために必要な事項」に基づき、平成28年度より、相双方部の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会を再構築することを目的とした「水防災意識社会再構築ビジョン」について協議するものとする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に関する協議事項は、以下のとおりとする。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

相双方部水災害対策協議会設置要綱の第3条（運営）の（2）に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、別表－1の機関をアドバイザーとして出席を求められるものとする。

更に、相双方部水災害対策協議会設置要綱の第4条（幹事会）の（3）に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、別表－1の機関をアドバイザーとして出席を求められるものとする。

別表－1

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部 気象庁福島地方气象台

相双方部水災害対策協議会設置要綱（改正案）

（目 的）

第 1 条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るものとする。

また、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することから、多様な関係者が連携して、相双方部における洪水氾濫による被害等を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、相双方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- （1）水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- （2）いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- （3）災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- （4）「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災対策に関する事項

ア 対象河川は、相双方部における二級河川とする。（詳細は、別表－1 のとおり。）

イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

ウ 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

エ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

カ 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- （5）その他目的を達成するために必要な事項。

（運 営）

第 3 条 協議会は、別表－2 に定める者で構成する。

- （1）会長は相双建設事務所長、副会長は相双地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- （2）協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- （3）会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別表-3に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は相双建設事務所企画管理部長、副幹事長は相双地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び幹事会において、アドバイザーとして別表-4の機関の職員を招請する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、相双建設事務所管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成21年 9月29日から施行する。
この要綱は、平成22年 9月10日から施行する。
この要綱は、平成29年 5月29日から施行する。
この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表-1 協議会の対象河川

三滝川	新田川	川房川	関根川
埴川	武須川	宮田川	遅沢川
砂子田川	水無川	岩落川	萩野沢川
濁川	大木戸川	請戸川	紅葉川
地藏川	笹部川	高瀬川	六反田川
立田川	境堀川	葛尾川	井出川
椎木川	北川	野川川	木戸川
小泉川	比曾川	牛渡川	山田川
右支小泉川	野手上川	前田川	金鋼川
宇多川	飯樋川	中田川	谷室沢川
玉野川	股田川	戎川	原川
梅川	太田川	根小屋川	平沢川
日下石川	鶴江川	松迫川	川内川
立谷川	牛川	夫沢川	小白井川
町場川	小高川	小入野川	檜生川
真野川	泉沢川	熊川	長網川
潤谷川	新川	境川	北迫川
上真野川	前川	大川原川	浅見川
大日川	飯崎川	萬右衛門沢川	折木川
梵天沢川	北鳩原川	富岡川	広野川

計 80河川

別表－2 協議会構成員

県 会 長 副会長	相双建設事務所長 相双地方振興局県民環境部長
市町村	相馬市長 南相馬市長 新地町長 広野町長 檜葉町長 富岡町長 川内村長 大熊町長 双葉町長 浪江町長 葛尾村長 飯舘村長
消 防	相馬地方広域消防本部消防長 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長
気象庁	福島地方気象台長

別表－3 幹事会構成員

幹事長 副幹事長	相双建設事務所 企画管理部長 相双地方振興局 副部長兼県民生活課長 相双建設事務所 管理課長
市町村	相馬市総務課長兼地域防災対策室長 南相馬市危機管理課長 新地町総務課長 広野町環境防災課長 檜葉町くらし安全対策課長 富岡町生活環境課長 川内村住民課長 大熊町環境対策課長 双葉町住民生活課長 浪江町総務課長 葛尾村住民生活課長 飯舘村総務課長
消 防	相馬地方広域消防本部 警防課長 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 消防課長
気象庁	福島地方気象台 防災管理官

別表－4 アドバイザー

国土交通省	東北地方整備局河川部
-------	------------